	2023年4月3日現在
1. 商 品 名	リフォームプラン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務(営業)の方 (2) お申込時年齢が満18歳以上で、安定した収入のある方 (3) お申込人ご本人の持家、または同居されているご家族の持家である方 ※ただし、下記①または②の場合を除き、対象となる自宅に抵当権等の登記がされていないことを条件とさせていただきます ①当金庫貸付にかかる抵当権等の登記がされている場合 ②他行扱いの住宅ローンにかかる抵当権の登記がされている場合(他行扱いの住宅ローン=自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、お申込人の勤務先または共済組合から借り入れた住宅ローン) (4) 保証会社の保証を受けられる方
3. お使いみち	お申込人ご本人が居住(居住予定も含みます)しお申込人もしくはお申込人のご家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含みます)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはお申込人のご家族が居住(居住予定も含みます)しお申込人が所有している自宅にかかる次の資金 (1) リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 (2) お申込人が上記(1)を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます) (3) お申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローン、またはそれを借換したもの(借換直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限ります)の借換資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます)(上記(1)または(2)と合わせた申込みに限ります) (4) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入等資金※上記(1)と合わせた申込みで最高100万円までとなります 【空家解体費用にかかる特例】 ①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む)※ご融資限度額は500万円以内となります ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可②お申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます) 【対象となる空き家の条件】・お申込人またはその親族が所有する建物であること・事業専用で使用していた建物ではないこと
4. ご融資限度額	1,000万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヵ月以上15年以内(1ヵ月単位)
6. ご融資利率	通常金利 変動金利 年2.35% プライム 変動金利 年2.21% 対象条件:次のいずれかに該当する方 ・本件ローン申込みを、しんきん個人ローンインターネット申込受付システム



リフォームプラン (2/3)

	(ネットシステム)で行った方 ・しんきん保証基金保証付のカードローンをお持ちの方(同時申込も可) ・しんきん保証基金保証付の個人向けローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当する方 (1)ご融資日から6ヵ月以上経過し、かつ直近のご返済が遅れていない方
	(2) 完済して3年以内の方 ※毎年4月1日および10月1日の当金庫変動金利型住宅ローン金利を基準とし、
7. お持ち頂く書類	年2回見直しします (1) 本人確認資料 運転免許証(運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート) ※健康保険証の場合は、健康保険証+住民票または現住所記載の公共料金・社会 保険料の領収書(お申込人本人宛に限る) (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得(年収)を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります (3) 資金使途確認資料(注文書、見積書、請求書等)
8. ご返済方法	(4) 対象となる建物の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの) 毎月元金均等、または元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です(6ヵ月毎、ご融資金の50%以内) ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます ※元金据置(6ヵ月以内)のお取扱も可能です
9. 保 証 会 社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保 証 人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料330円 (2) 保証料は必要ありません(金利に含まれております)

13. 苦情処理措置· 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室 (8時30分~17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
14. そ の 他	ご融資金は原則工事施工業者、または販売店に振込していただくことが条件となります ※融資額の20%、または50万円のいずれか大きい金額までは、その限りではありません ※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください